

議案第61号

過疎地域の持続的発展の支援に係る木津川市税条例の特例に関する条例
の制定について

過疎地域の持続的発展の支援に係る木津川市税条例の特例に関する条例を別紙のと
おり制定する。

令和4年12月1日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」第
2条第2項の規定により、加茂地域が令和4年4月1日付けで過疎地域として公示さ
れたことに伴い、同法第24条に規定する地方税の課税免除等に伴う減収補填措置を
活用して過疎地域の産業振興を促進するため、条例を制定するものです。

木津川市条例第 号

過疎地域の持続的発展の支援に係る木津川市税条例の特例に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、産業振興促進区域における木津川市税条例（平成19年木津川市条例第56号）の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 持続的発展計画 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であつて市が定めるものをいう。
- （2） 産業振興促進区域 持続的発展計画に記載された産業振興促進区域をいう。
- （3） 特別償却設備 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号。以下「省令」という。）第1条第1号イに規定する特別償却設備をいう。
- （4） 特別償却設備設置者 省令第1条第1号イに規定する特別償却設備設置者をいう。

（課税免除）

第3条 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産であつて、市の産業の振興に寄与し持続的発展計画に適合したものであると市長が認めるもの並びに当該家屋の敷地である土地（当該産業振興促進区域に係る法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手

があったものに限る。) に対して課する固定資産税について、新たに課すべきこととなる年度以降3年度に係るものの課税を免除する。

(課税免除の申請)

第4条 前条に規定する課税の免除(以下「課税免除」という。)を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(変更等の届出)

第5条 課税免除を受けている者は、次に掲げるときは、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。

- (1) 前条に規定する申請に係る事項に変更があったとき。
- (2) 課税免除に係る事業を廃止し、若しくは休止したとき又は特別償却設備を課税免除に係る事業の用に供しなくなったとき。

(課税免除の取消し)

第6条 市長は、課税免除を受けている者が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該各号に掲げる税額について、課税免除を取り消すものとする。

- (1) 特別償却設備設置者でなくなったとき 特別償却設備設置者でなくなった日以後に納期限が到来する税額
- (2) 課税免除に係る事業を廃止し、若しくは休止したとき又は特別償却設備を課税免除に係る事業の用に供しなくなったとき 事業の廃止若しくは休止の日又は事業の用に供しなくなった日以後に納期限が到来する税額
- (3) 偽りその他不正な行為により課税免除を受けたとき 課税免除した税額

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。